

特定非営利活動法人 ACROSS 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 ACROSS という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府吹田市に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、グローバル化と情報化の急速な進行によって大きく変貌を遂げようとする21世紀の社会において、(a) 教育がその重要性をますます高め、(b) 新しい教育理念の構築が求められ、(c) 教育内容とその伝達方法の再定義が緊急の課題となる、と言う考え方に基づき、(1) 教育支援事業、(2) 教育改革提言事業、および(3) 教育ネットワーク事業により、国内外の教育の質の向上を通じて、日本及び国際社会に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- ① 社会教育の推進を図る活動
- ② 国際協力の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 教育支援事業
 - ② 教育改革提言事業
 - ③ 教育ネットワーク事業
- (2) その他の事業
 - ① 教材開発・制作の企画、請負及び販売事業
 - ② 講演、研修などの企画、請負及び主催事業
 - ③ 人材派遣事業

2 その他の事業から生じた利益は、この法人が営む特定非営利活動に係る事業に充てなければならない。

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法における社員とする。

① 正会員

この法人の趣旨に賛同して入会した個人又は団体。

② 賛助会員

この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体。

③ 名誉会員

この法人に功労のあった者で、理事会において推薦された個人又は団体。

2 前項の他に理事会において、その他の会員の種別並びにその会費等を定めることができる。

(入会)

第7条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書を代表理事に提出し、代表理事の承認を得なければならない。代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員及び賛助会員は総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 会員が納入した入会金、会費及びその他の拠出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

(退会)

第9条 会員は、退会届を代表理事に提出し、任意に退会することができる。

2 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

- ① 個人の死亡、または会員である団体が消滅した時。
- ② 正当な理由なく会費を1年以上納入しない時。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、出席者の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- ① この定款に違反したとき。
- ② この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をした時。

第3章 役員

(役員の種類及び定数)

第11条 この法人に次の役員を置く。

- ① 理事 3名以上20名以内

② 監事 1名以上3名以内

(役員の選任)

第12条 役員は、総会において会員（団体にあってはその代表者）の中から選任する。

2 監事は、理事及びこの法人の職員を兼任することはできない。

3 理事のうち、次の役職者を選任する。

- ① 代表理事 1名
- ② 副代表理事 1～4名

4 代表理事及び副代表理事は、総会で選任する。

5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはいけない。

(理事の職務)

第13条 代表理事はこの法人を代表し、代表理事以外の理事は、法人の業務についてこの法人を代表しない。

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき、または代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

(監事の職務)

第14条 監事は次に掲げる職務を行う。

- ① 理事の業務執行の状況を監査すること。
- ② この法人の財産の状況を監査すること。
- ③ 前2号の規定による監査の結果、この法人業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- ④ 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。
- ⑤ 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員の任期及び欠員補充)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし再任は妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

- 3 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 5 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

- 第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。但し、理事会において、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- ① 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
 - ② 職務上の義務違反があると認められるとき。
 - ③ その他役員として相応しくない行為があると認められるとき。

(役員の報酬)

- 第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で、報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職 員)

- 第18条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。
- 2 職員は、代表理事が任免する。
 - 3 理事は、職員を兼職することができる。

(顧 問)

- 第19条 この法人は、理事会の決議により、顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、代表理事の諮問に応じて助言を行い、又は理事会の要請があるときは、これに出席して意見を述べることができる。
 - 3 顧問に関する必要事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第4章 総 会

(総会の構成)

第20条 総会は、この法人の最高の意思決定機関であって、正会員をもって構成する。

2 正会員以外の他の会員は、総会に出席し意見を述べることができる。

3 総会は、通常総会と臨時総会の2種とする。

(総会の機能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- ① 定款の変更
- ② 解散
- ③ 合併
- ④ 事業報告及び活動決算
- ⑤ 役員の選任または解任、職務及び報酬
- ⑥ 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第44条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- ⑦ 入会金及び会費の額
- ⑧ その他理事会において庶務処理上重要であると認め付議された事項。

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- ① 理事会が必要と認めたとき。
- ② 正会員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して開催の請求があったとき。
- ③ 監事が第14条第4号の規定により招集したとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号によって監事が招集する場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに会員に対して通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会においては、この定款に他に定めがない限り正会員の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第 26 条 総会における議決事項は、第 23 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会における表決等)

第 27 条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、若しくは他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の場合における第 25 条、第 26 条第 2 項、第 28 条第 1 項第 3 号及び第 46 条の規定の適用については、出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(会議の議事録)

第 28 条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- ① 日時及び場所
- ② 正会員の現在数
- ③ 出席した正会員の数（書面もしくは電磁的方法による表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること。）
- ④ 審議事項及び議決事項
- ⑤ 議事の経過の概要及びその結果
- ⑥ 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議に出席した正会員の中からその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面、又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 総会があったものとみなされた事項の内容

- ② 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- ③ 総会の決議があったものとみなされた日
- ④ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 理 事 会

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の機能)

第30条 理事会は、この定款に定めるものほか、次の事項を議決する。

- ① 事業計画及び活動予算並びにその変更
- ② 総会の議決した事項の執行に関する事項
- ③ 総会に付議すべき事項
- ④ その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- ① 代表理事が必要と認めたとき。
- ② 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- ③ 第14条第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

2 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することが出来ない。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、第31条第1項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日の5日前までに通知しなければならない。但し、全役員の合意があるときには、この手続きを経ずして開催することができる。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は代表理事がこれにあたる。但し、代表理事に支障があるときは、副代表理事又は代表理事が指名する理事がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 監事は理事会に出席して意見を述べることができるものとする。

(理事会の表決等)

第35条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面、又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第34条第2項及び第36条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 日時及び場所
- ② 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面、又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。)
- ③ 審議事項
- ④ 議事の経過の概要及び議決の結果
- ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- ① 財産目録に記載された資産
- ② 寄付金品および助成金
- ③ 入会金及び会費
- ④ 事業に伴う収益
- ⑤ 財産から生ずる収益
- ⑥ その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げる事業に区分する。

- ① 特定非営利活動に係る事業
- ② その他の事業

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事会の議決を経て、代表理事が管理する。

2 この法人の経費は資産をもって支弁する。

(会計の区分)

第40条 この法人の会計は、次の各号に掲げる事業に区分する。

- ① 特定非営利活動に係る事業
- ② その他の事業

(事業計画及び予算)

第41条 この法人の事業計画及び活動予算は、理事会で決定する。但し、事業年度開始までに、活動予算が決定されないときは、前年度の予算を基準として執行し、それによる収益費用は、成立した予算の収益費用とすることができる。

(予算の追加及び更正)

第42条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、規定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第43条 この法人の、事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第44条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第46条 この定款を変更するときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄

庁の認証を得なければならない。

(解散)

第47条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- ① 総会の決議
- ② 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- ③ 正会員の欠亡
- ④ 合併
- ⑤ 破産手続き開始の決定
- ⑥ 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならぬ。

(残余財産の帰属)

第48条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第49条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲載するとともに官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第9章 雜則

(細則)

第51条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員並びにその役職は、第12条第1項及び第3項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第15条第1

項の規定にかかわらず、平成 13 年 8 月 31 日までとする。

- 3 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 35 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 この法人の設立初年度の事業年度は、第 39 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 13 年 5 月 31 日までとする。
- 5 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

① 正会員・個人	入会金 5,000 円	会費年額 6,000 円
② 正会員・団体	入会金 10,000 円	会費年額 6,000 円
① 賛助会員・個人	入会金 5,000 円	会費年額 3,000 円
② 賛助会員・団体	入会金 10,000 円	会費年額 3,000 円

附 則

- 1 この定款は、平成 21 年 12 月 24 日から施行する。

附 則

- 1 この定款は、平成 24 年 12 月 25 日から施行する。

附 則

- 1 この定款は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この法人の平成 26 年度の事業年度は、定款第 44 条の規定にかかわらず、平成 26 年 6 月 1 日から平成 27 年 6 月 30 日までとする。

附 則

- 1 この定款は、平成 28 年 12 月 2 日から施行する。

附 則

- 1 この定款は、令和 3 年 8 月 29 日から施行する。

附 則

- 1 この定款は、令和 5 年 11 月 27 日から施行する。

特定非営利活動法人 ACROSS

代表理事 田辺 恵美